

**第 8 期関市障がい福祉計画及び第 4 期関市障がい児福祉計画
策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、第 8 期関市障がい福祉計画及び第 4 期関市障がい児福祉計画策定業務（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 第 8 期関市障がい福祉計画及び第 4 期関市障がい児福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「第 8 期関市障がい福祉計画及び第 4 期関市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 委託金額 委託料上限額 2, 8 6 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当課

関市健康福祉部福祉政策課（担当：藤井、坂井）

所在地：〒5 0 1－3 8 9 4 関市若草通 3 丁目 1 番地

電話：0 5 7 5－2 3－9 0 3 2（直通） ファクス：0 5 7 5－2 3－7 7 4 8

メールアドレス：fukushi@city.seki.lg.jp

※お問い合わせについては、土・日・祝日を除く平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで受け付けています。

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 参加申込書の提出日現在において、関市競争入札等参加者選定要綱（平成 1 6 年関市告示第 1 7 号）第 4 条に規定する入札参加者名簿に登録されていること。
- (2) 公表の日から契約締結までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成 7 年関市告示 7 7 号）第 2 条に規定する資格停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に規定する者に該当する者

イ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者

エ 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条若しくは第 1 9 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 2 条又は第 1 3 3 条の

規定による破産申立てをしている者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である者

カ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者

５ 実施スケジュール

	項目	期間等	備考
1	募集開始 （本要領の公表）	令和８年７月２１日（火）から	ホームページによる公募
2	質問書の受付	公表の日から令和８年７月３１日（金） 午後５時まで	電子メール 電話にて送信確認
3	参加申し込み	令和８年８月１０日（月） 午後５時まで（必着）	持参又は郵送（書留）
4	参加資格審査結果の 通知	令和８年８月１２日（水）	電子メールにて通知
5	企画提案書等の提出	令和８年８月２０日（木）まで 午後５時まで（必着）	持参又は郵送（書留）
6	プレゼンテーション	令和８年８月２７日（木）	説明２０分以内 質疑応答１０分以内
7	選定結果の公表	令和８年９月上旬	ホームページ及び書面で通知

６ 参加申し込み

（１）参加資料の配布

参加申込書等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードしてください。

※関市ホームページ <https://www.city.seki.lg.jp/>

（２）申込書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（様式１）を提出してください。

（３）提出期限

令和８年８月１０日（月） 午後５時まで（必着）

（４）提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）

（５）提出先

上記３の担当課に同じ

7 質問書の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を記載のうえ電子メールにて送信し、福祉政策課に必ず電話で送信確認をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については、回答いたしません。

（1）受付期間

公表の日から令和8年7月31日（金） 午後5時まで

（2）提出先

上記3のメールアドレスと同じ

（3）回答

質問及びその回答の内容は、令和8年8月7日（金）までに参加申込書提出者全員に電子メールにて回答します。

8 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和8年8月20日（木）午後5時まで

（2）提出方法等

参加申込書の提出者を対象に、企画提案書の提出を受け付けますので、福祉政策課へ持参又は郵送してください。

（3）提出書類（以下の順番に整理してください。）

① 企画提案書提出届（様式3）……1部

② 会社概要書（様式4）……1部

併せて、会社のパンフレット等、会社の概要が分かるものを添付してください。

③ 業務実績（様式5）……1部

④ 主任技術者の経歴（様式6）……1部

⑤ 企画提案書（任意様式）……原本1部、コピー9部

⑥ 見積書（任意様式）……1部

本業務に係る見積書（A4版任意様式、業務ごとの詳しい内訳書を含む。）を記名押印の上、作成してください。また、見積書の宛先は、関市長としてください。

9 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

（1）企画提案書の様式

企画提案書は任意様式とし、A4版縦、横書き、左綴じで作成してください。なお、ページ数は特に定めませんが、文字の大きさなど見やすさに留意してください。

また、スケジュール等資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とします。

（2）企画提案書の記載内容

① 本業務を実施するにあたっての基本方針

- ② 「第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画」の評価（次期計画策定に当たり今期計画の評価及び検証の方法）
- ③ 次期計画における重点事項及び推進方法
- ④ 本業務のスケジュールと役割分担
- ⑤ 本業務実施体制
- ⑥ 社内の情報セキュリティ体制及び個人情報の取扱いについて
- ⑦ その他アピールポイント

（3）企画提案書における留意事項

関市総合計画、関市地域福祉計画、関市障がい者計画、関市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、関市子ども・子育て支援事業計画、健康せき21計画、関市地域防災計画などを踏まえて作成してください。

10 プレゼンテーション

（1）実施日

令和8年8月27日（木）

※開始時間及び場所等については、別途ご連絡いたします。

（2）プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションは、説明20分以内、質疑応答10分以内とします。

パワーポイントを使用する場合は、福祉政策課に事前に連絡し、パソコンを持参してください。スクリーン、プロジェクターは、本市で用意します。

プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出が遅かった参加事業者から順番に行うこととします。

（3）プレゼンテーション出席者

3名以内とします。

11 選定方法

（1）選定手順

本市で設置する審査委員会が別に定める「評価基準表」により審査し、最も適していると認められる参加者を受託候補者として選定します。

なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、選定については、委員会で決定するものとします。

（2）その他

委員会での選考は、非公開とします。

12 選定結果の公表

選定結果については、関市ホームページで公表するとともに、令和8年9月上旬にすべての参加事業者宛に書面で通知します。

1 3 契約手続

本業務の委託先業者に選定された業者は、本市と協議の上、地方自治法第234条に定める随意契約により、速やかに契約手続を進めるものとします。

なお、選定された業者が応募資格を満たさないと判明した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者から順次交渉するものとします。

1 4 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が、2(4)の委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号の定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

1 5 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けません。
- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、本市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づき提出書類を公開します。
- (7) 「参加申込書」提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとします。